11　財務大臣及び事業所管大臣は、第九項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、同項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

12　令第三条第十八項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知又は令第三条の四第七項の規定に基づき法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

13　令第三条第二十項第一号（令第三条の二第七項、第四条第十三項、第四条の三第六項、第四条の八第十一項及び第六条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

一　当該非居住者等又は当該非居住者等と令第三条第二十項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二　前号に掲げるものの被支配会社等

三　当該非居住者等又は当該非居住者等と令第三条第二十項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

14　令第三条第二十一項第四号（令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める特定技術は、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術とする。

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。

一　令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二　前号に掲げるものの被支配会社等

三　第一号に規定する外国政府等又は同号に規定する個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

2　令第三条の二第三項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

3　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下この条において「特定技術等」という。）とする。

8　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、前項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

9　令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。以下この項及び第七条第四項第五号において同じ。）又は外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四項第一号において同じ。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

2　令第三条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～七　同上］

3　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

［項を加える。］